

## 今月の税

**固定資産税** ..... 第2期  
**国民健康保険税(普通徴収)** 第4期  
**後期高齢者医療保険料(普通徴収)** 第3期  
**介護保険料(普通徴収)** ... 第4期  
 納付書での納付は **9月30日(金)**まで  
 口座振替日は **9月26日(月)**です  
 忘れないよう、早めに準備しましょう。

## 年金

## 保険料の追納

国民年金の保険料免除期間には、全額免除、4分の3免除、半額免除、そして4分の1免除の4つの種類があります。これらの免除期間は、老齢・障害・遺族の各基礎年金について、年金を受けるための資格期間をみると、保険料を全額納めた期間と同じとみなされます。

## ○免除されると年金額は減額

保険料免除期間は、老齢基礎年金の年金額を計算するうえでは、免除の種類に応じて減額されます。保険料を全額納めたときを1とすると、全額免除期間は2分の1、4分の3免除期間は8分の5、半額免除期間は4分の3、4分の1免除期間は8分の7で計算されます。なお、平成21年3月以前に免除を受けた期間は、全額免除期間は3分の1、4分の3免除期間は2分の1、半額免除期間は3分の2、4分の1免除期間は6分の5で計算されます。

また、学生納付特例と若年者納付猶予によって保険料の納付の全額が猶予された期間は、資格期間には反映されても、老齢基礎年金の年金額に反映されないカラ期間とみなされます。

## ○10年以内に追納

これらの保険料免除期間や納付を猶予された期間については、経済的にゆとりができるときに、10年以内であれば保険料を追納して満額の老齢基礎年金に近づくことができます。追納できる期間の順序は、原則として先に経過した月から順次納めなければなりませんが、学生納付特例期間または若年者納付猶予期間よりも前に保険料免除期間がある場合には、どちらを優先して納めるかを本人が選択することができます。学生納付特例期間と若年者納付猶予期間とは同順位とされています。

追納する保険料額は、保険料の免除や

## 南三陸町ホームページ

パソコン用 <http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/>  
 携帯電話用 <http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/m/>



## 南三陸町メール配信サービス登録ページ

パソコン用 [http://minamisanriku.todoku.jp/p/member\\_register.php](http://minamisanriku.todoku.jp/p/member_register.php)  
 メール配信サービス登録



猶予された当時のそれぞれの保険料月額に経過期間に応じて決められた額が加算されます。ただし、平成21年度および平成22年度中の免除期間については、この加算はありません。なお、追納した月については、追納したその日に保険料が納付されたものとみなされ、基礎年金等の受給資格期間や年金額等の計算においては、保険料納付済期間として取り扱われることになります。

## ○追納の申し込み

保険料を追納するための納付書の発行には申し込みが必要です。「国民年金保険料追納申込書」を年金事務所長に提出してください。この申込書には、自分の免除または納付猶予の期間を確認して記入することになっています。保険料の免除や納付猶予を受けた期間の確認や記入方法については、お近くの年金事務所へお問い合わせください。追納の申し込みをして承認されれば、通知書と納付書が送られてきます。追納は先に経過した古い月の分から納めなければなりませんが、誤って新しい月の分を納めた場合には、保険料が還付されます。また、納付書に記載されている期限までに追納をしないと、納めた保険料は還付されることになります。

## 暮らし

## 県税収納仮窓口の開設

宮城県気仙沼県税事務所南三陸支所では、9月1日(木)から南三陸町民税務課内に県税の収納窓口を開設します。

## △受付時間

午前10時から午後4時

△業務内容 収納のほか、免税軽油交付申請書、身体障害者等自動車税減免申請書及び被災自動車の代替自動車に関する届出書(自動車税・自動車取得税)の受付業務も行います。

△問 町民税務課課税係 ☎46-1372

## 南三陸消防署から

## 【救急の日】

9月9日は、救急の日です。救急の日は、救急業務及び救急医療に対して皆さんの理解と認識を深めていただくとともに、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に昭和57年に定められました。以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間を「救急医療週間」として、全国各地において応急手当の講習会を中心とした救急に関する様々な行事が実施されています。

## 【救急車の適正利用】

高齢化が進んだことなどにより、救急車の出動件数が年々増加していますが、明らかに軽症である場合など、安易に利用するケースも増えています。安易な救急車利用により救急車の稼働率が上がり、重篤なケガや病気に対しての出動が遅れ、助かるはずの命が救えないことがあります。救急車の適正な利用について、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

△問 ハローワーク気仙沼

ハローワーク気仙沼は、気仙沼プラザホテル内に臨時相談窓口を開設して業務を行ってきましたが、9月2日(金)を最後に閉鎖し、9月5日(月)からは、下記住所に仮庁舎を開設いたします。

△移転先 気仙沼市東新城1丁目7-1

△問 ハローワーク気仙沼 ☎22-6720



## 南三陸町ねんきん相談所

石巻年金事務所の職員による臨時年金出張相談を行っています。

△日時 毎週木曜日の午前10時から午後3時まで

△場所 役場仮庁舎会議棟

※相談は予約制です。開催日前日の午前中までに、石巻年金事務所お客様相談室(☎0225-22-5118)に電話で予約をお願いします。

△問 石巻年金事務所 ☎0225-22-5119

町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

歌津総合支所町民福祉課 ☎36-3923

## 運転免許更新受付窓口

南三陸警察署では、南三陸警察署仮設庁舎(役場仮庁舎敷地内)の交通課窓口で、運転免許更新の受付業務を再開しました。

△受付日時 毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時

## △受付業務内容

- ・自動車運転免許更新業務
  - ・自動車運転免許再交付業務
  - ・自動車運転免許記載事項変更業務
- ※本籍記載のないIC免許の氏名、本籍の変更はできません。

## △更新時に必要な書類

- ・自動車運転免許証
- ・運転免許証更新連絡通知書(流失・紛失された方は、ご相談ください。)
- ・高齢者講習または特定任意講習を受講済みの方は、それぞれの終了証明書
- ・その他お知らせ
- ・記載事項変更以外の運転免許証は、後日指定日交付となります。
- ・70歳以上の方は、更新の申請をする前に、最寄りの自動車学校での高齢者講習を受講してください。(受講前の申請はできません。)
- ・免許証再交付申請の場合、東日本大震災により運転免許証を流失された方は、申請手数料が免除されます。り災証明または被災証明のコピーを申請の際に持参してください。また、流失免許の再交付に必要な写真は、南三陸地区交通安全協会が無料で撮影します。

△問 南三陸警察署 ☎46-3131

## ハローワーク気仙沼庁舎移転のお知らせ

ハローワーク気仙沼は、気仙沼プラザホテル内に臨時相談窓口を開設して業務を行っていましたが、9月2日(金)を最後に閉鎖し、9月5日(月)からは、下記住所に仮庁舎を開設いたします。

△移転先 気仙沼市東新城1丁目7-1

△問 ハローワーク気仙沼 ☎22-6720

## 相談

## こころの健康相談

眠れない、やる気が出ないなど、こころの健康に関する相談に担当医師が応じます。相談を希望する方は、電話で予約をお願いします。

## 【歌津会場】

△日時 9月14日(水)

午後1時30分～3時

△場所 伊里前小学校多目的室

△担当医師 三峰病院  
連記 成史 先生

△予約締切 9月12日(月)

## 【志津川会場】

△日時 9月28日(水)

午後1時30分～3時

△場所 ベイサイドアリーナ会議室

△担当医師 こだまスピタル  
佐藤 宗一郎 先生

△予約締切 9月26日(月)

△問 保健福祉課健康増進係 ☎46-5113

## アルコール専門相談

アルコール問題等に関する本人や家族の相談に専門の相談員が応じます。相談を希望する方は、電話で予約をお願いします。

△日時 9月20日(火)

家族教室 午後1時～2時

専門相談 午後2時～4時

△場所 気仙沼保健福祉事務所

△相談員 東北会病院  
大和田 誠子 先生

△予約締切 9月16日(金)

△問 気仙沼保健福祉事務所

母子・障害班 ☎21-1356

## 特別行政相談所

総務省東北管区行政評価局では、被災された方を対象に、相談所を開設します。相談は無料で秘密は厳守します。気軽にご利用ください。

△日時 9月6日(火)

午前10時30分～午後3時30分

△場所 役場仮庁舎会議棟

## △相談内容(主なもの)

- ・権利証の紛失、建物滅失・相続登記等
- ・国税の納税猶予、減免等
- ・震災に関する労災、賃金未払い等
- ・被災に係る法律問題、手続き等
- ・被災自動車の永久抹消登録、重量税の還付手続(印紙代、郵送代等の実費分)は相談者負担です。また、事前に予約が必要です。)

△予約・問 総務省東北管区行政評価局行政相談課 ☎0120-511556(平日の午前8時30分から午後5時30分まで)

## 法務なんでも相談所

仙台法務局では、東日本大震災から半年の節目を迎えるにあたり、被災された皆さんをはじめ地域住民の皆さんのが各種登記、土地の境界、相続、遺言、戸籍、供託、人権擁護等に関する相談に無料で応じる相談所を開設します。秘密は固く守られますので、気軽にご利用ください。

△日時 9月11日(日)

午前10時から午後4時

△場所 平成の森

※予約は不要です。直接お越しください。

※当日は、フリーダイヤル(☎0120-227-746)でも相談をお受けします。電話での相談についても、午前10時から午後4時までの利用時間となっています。

△問 仙台法務局庶務課

☎022-225-5689

## オストメイト相談会

県内のオストメイト(人工肛門・人工膀胱保有者)や家族を対象に、日本オストミー協会宮城県支部によるオストメイト相談会を実施します。術後のケアや福祉制度等の相談に応じますので気軽にご相談ください。

△日時 9月10日(土)午後1時～4時

△場所 気仙沼市立病院4階会議室

△相談員 仙台オープン病院  
片岡 ひとみ 看護師

△問 日本オストミー協会宮城県支部

☎0228-32-4234